

2 港整計第 114 号

東京都港湾審議会

東京都港湾審議会条例（昭和 28 年東京都条例第 75 号）第 2 条第
1 号及び第 5 号の規定に基づき、下記事項について諮問する。

令和 2 年 11 月 19 日

東京都知事 小池 百合子

（公 印 省 略）

記

東京港第 9 次改訂港湾計画に向けた長期構想

1 諮問事項

東京港第9次改訂港湾計画に向けた長期構想

2 諮問理由

東京港では、平成26年に策定した第8次改訂港湾計画に基づき、港湾機能の強化を進めている。

近年、アジア貨物の更なる増加や船舶の大型化の進展など、東京港を取り巻く環境はこれまで以上に大きく変化している。また、少子高齢化による労働力不足や、AI・IoT等の情報通信技術の進化など、社会情勢も変化している。このため、港湾機能の強化とともにDXを推進するなど、物流を効率化し生産性の高い港を実現させる必要がある。

一方、首都直下地震等の発生や、頻発化・激甚化している高潮・暴風等のリスクの増大が懸念されていることから、港湾施設の老朽化に伴う更新需要の増加も見通した上で、災害発生時においても物流機能を維持できる、強靱な港の構築に向けた取組が必要である。

さらに、東京オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーの継承、クルーズを核とした観光拠点の形成、脱炭素社会の実現など、様々な分野における取組が必要である。

このような認識の下、2040年代を見据えた長期的な視点で東京港を進化させるため、第9次改訂港湾計画の指針となる長期構想の策定を諮問するものである。